

令和元年度 木曾広域連合養護老人ホーム木曾寮

移転改築 基本計画



令和2年3月
木曾広域連合

目次

はじめに	1
1. 基本計画の目的	
2. 基本計画の位置付け	
第1章 木曾寮移転改築の必要性	
1. 木曾寮の現状	2
2. 木曾寮の課題	2
3. 木曾寮移転改築の必要性	3
第2章 木曾寮移転改築基本計画	
1. 基本理念・基本方針・新施設稼働時期	4
(1) 基本理念	
(2) 基本方針	
(3) 移転改築時期	
2. 新木曾寮の建設場所	5
3. 新木曾寮の基本機能	6
(1) 木曾地域のセーフティネットとしての機能	
(2) 生活拠点機能	
(3) 自立支援機能	
(4) 介護機能の充実	
(5) 防犯・防災機能	
(6) 施設管理機能	
(7) 衛生管理機能	
(8) 共生サービス機能	
4. 新木曾寮の災害対策	6
(1) 災害対応性能の確保	
(2) 施設敷地における災害対策	
5. 新木曾寮の基本指標・規模	7
(1) 定員	
(2) 居室数	
(3) 付帯施設	
(4) 施設概算面積	
(5) 動力・熱源等	
6. 新木曾寮の建設方針・建設計画	12
(1) 建設方針	
(2) 事業方法の検討・選定	
(3) 設計手法	
(4) 設計者選定手法の選定	
(5) 概算事業費と財源計画	
(6) 建設スケジュール	
(7) その他	

はじめに

1. 基本計画の目的

養護老人ホーム木曾寮は昭和27年7月に生活保護法による「上松町立駒ヶ根養老院」(定員40名)として郡下では唯一の養護施設として開設されました。

その後、運営主体の変遷や郡名改称があり昭和43年5月に「木曾養護老人施設組合 養護老人ホーム木曾寮」となりました。

昭和60年2月には定員76名、ショートステイ2名へ変更があり、その後、特別養護老人ホーム併設のため、平成3年4月に組合名称を「木曾老人施設組合」とし翌年4月に小規模特別養護老人ホーム木曾寮(定員32名、ショートステイ5名)を併設しました。

平成11年4月に一部事務組合の統合により設置・運営主体を「木曾広域連合」に改称され、平成22年10月に特別養護老人ホームを廃止し、養護(さつき棟)へ転換して運営を行ってまいりました。

現在の場所には昭和38年4月に移転し56年を経過しており、近年では施設の老朽化が目立つ様になり、さつき棟等での雨漏りや給排水管の老朽化による漏水等が発生しており、居室も設置基準に合わなくなっています。

平成28年から「木曾寮あり方検討委員会」を設置・検討を開始し、同委員会からの答申を受け、平成30年2月に木曾広域連合正副連合長会にて「木曾寮改築の基本方針」が合意されました。

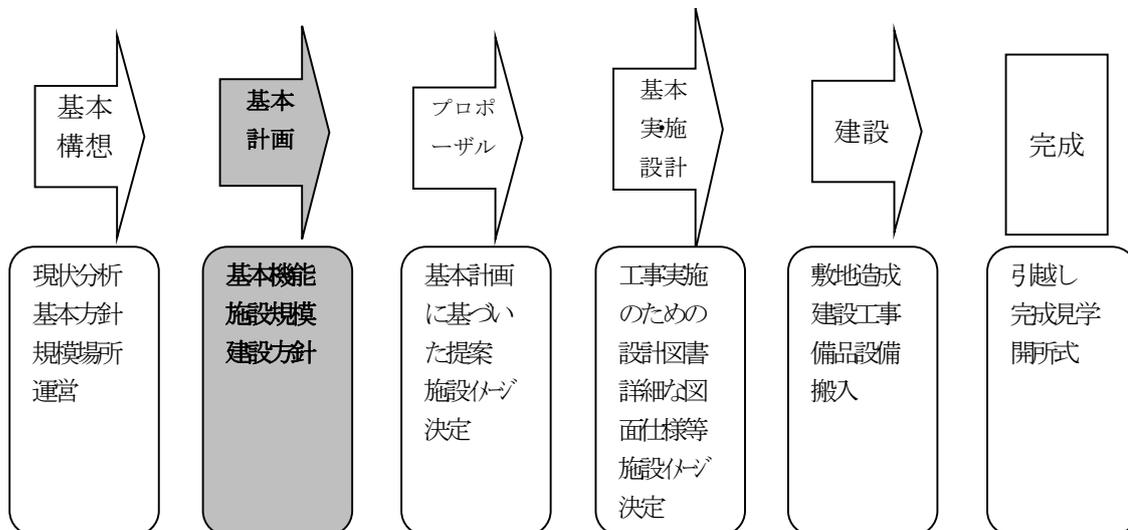
平成30年度においては、「木曾寮建設検討委員会」と「木曾寮管理・運営検討委員会」の2つ委員会を設置し検討をおこない、養護老人ホーム移転改築及びその後の施設運営に関する基本事項を定めるものとして、「木曾寮 移転改築基本構想」を策定しました。

本計画は、基本構想を基に新施設の具体的な機能に関することを目的に策定します。

2. 基本計画の位置付け

平成31年3月に策定された基本構想は、新施設に関する基本的な考え方を示し、新施設建設基本計画の策定にあたって、検討の論点を整理したものです。

本基本計画は基本構想を基に、具体的な規模、機能など、新施設建設に向けた諸条件を整理し、今後実施するプロポーザルに与件とするものです。



第1章・・・木曾寮移転改築の必要性

1. 木曾寮の現状

位 置：上松町大字荻原2404番地の1
建 築 年：養護棟（現ひのき・さわら・ねずこ棟）・・・昭和38年
旧特養棟（現さつき棟）・・・・・・・・・・平成 4年
構 造：養護棟・・・・・・・・鉄筋コンクリート一部2階
旧特養棟・・・・・・・・鉄筋コンクリート一部3階
床 面 積：養護棟・・・・・・・・2, 221㎡
旧特養棟・・・・・・・・2, 255㎡（延床面積：4, 476㎡）
敷地面積：6, 097. 94㎡（上松町他6名）
定 員 数：長期70名・短期2名（計72名）

現在の木曾寮は建築後、最長で56年を経過していることから老朽化が進行しておりその状況確認のために平成29年度に木曾寮の老朽化診断を外部委託で実施しました。その結果、建物の状況としては全体的な施設老朽化が指摘されました。特に、屋根、外壁については劣化が進行しており、大規模な補修・修繕を要すると判定されました。建物全般のシーリング関係は、ほぼ全て打ち直しを要するC判定がされており雨漏りの一因となっています。

昭和38年に養護棟を設置した後、平成4年に特養棟を隣接地に併設し両施設の間に厨房・食堂・風呂等を設置したことからその渡り廊下で接続されています。

2. 木曾寮の課題

(1) 土砂災害警戒区域に隣接している木曾寮

木曾寮は上松町のハザードマップによると施設東側（山側）が「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」に指定されている関係から、現在の施設位置は大規模地震や大雨などにより被災する可能性が高いといえます。

また、木曾寮の東側が山腹に面しており、その土留めを石積み処理となっていますが、昨年の老朽化診断においても「その強度について調査が必要」とされています。

万一石積みが崩落した場合は居室への土砂流入や施設の倒壊することが予想されま

す。

(2) 現施設立地上の課題

木曾寮の東側が急斜面に面しており施設と法面の離隔が十分でないことから、緊急時施設東側から避難する場合、その経路が十分に確保できていない状況があります。

(3) 現行施設の構造上の課題

木曾寮には以前、特別養護老人ホーム木曾寮が併設されており、その建物を現在さつき棟として使用しています。

傾斜地に2つの施設を併設し、更に厨房・食堂・風呂等の共用施設を渡り廊下で接続したため、その渡り廊下は勾配7度、17.5mの坂となっています。

養護施設として一体で使用している現在は、歩行困難や車イス利用の入所者の移動を制限し、自立支援を妨げる構造となってしまっています。(バリアフリー法 ※ ではスロープ勾配は1/12(5度以内)となっています。)

また、入所者の居住区が2ヶ所で別棟になっているため、業務の効率が非常に悪くなっています。

(4) 生活環境上の課題

木曾寮は特養施設として増築された「さつき棟」の20床を除き、昭和59年にひのき・さわら・ねずこ棟を改築し現在に至っており、居室入所人員は2名で14.57㎡(7.28㎡/人)となっていますが、平成18年に改正された「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」(厚生省令第十九号)では、居室入所人員は1名、居室面積要件は10.65㎡以上に変更されています。

この基準は、改正以前の施設には適用されないため、法制度上は問題ありませんが、生活環境上のプライバシー保護の観点や入所者の生活の質の向上に重要な事項といえます。

3. 木曾寮移転改築の必要性

現木曾寮は、老朽化・災害対応・施設構造に多くの課題を抱えており今後現施設を維持していくことは、多額の大規模修繕や災害発生時の対応が困難であることが想定されること、木曾郡において唯一の養護老人ホームであることから移転改築が必要であります。



木曾寮東側避難路状況



木曾寮沿線で発生した土砂災害
(2018.07.06 豪雨)



木曾寮事務所棟(ひのき・さわら・ねずこ棟)から旧特養棟(さつき棟)へつながる渡り廊下、通称「まんま坂」

第2章・・・木曾寮移転改築基本計画

1. 基本理念・基本方針・新施設稼働期

(1) 基本理念

養護老人ホーム「木曾寮」は原則、満65歳以上の身体は元気な高齢者が生活環境や経済的理由で自立した生活を送ることが困難な場合に町村により入所を決定する施設で、その費用は措置費という形で入所決定した町村が負担しています。

これにより、木曾郡における居宅で擁護を受けることが困難な高齢者のセーフティネットとして設置・運営してきました。

この使命に関しては、今後の超高齢化時代においても地域を維持していくために必要不可欠な機能であります。

木曾寮運営における基本理念は次のとおりです。

木曾広域連合老人ホーム木曾寮は、永年に渡り社会発展のために寄与してきた入所者に対し、常に「敬愛の念」で接するとともに、一人ひとりの個性を大切にした生活と、心のふれあいのある生活支援と介護を通して、もう一つの家族としての安らぎと信頼を提供できる施設を目指します。

この基本理念を達成すべく新施設建設においても「一人ひとりの個性を大切にした生活」「心のふれあいのある生活」「家族としての安らぎと信頼を提供できる施設」このキーワードを基に、**入所者の生活の場としての施設・生活支援と養護を安心して受けられる施設・安心安全な生活を送れる施設**を基本理念として建設を実施します。

(2) 基本方針

木曾広域連合養護老人ホーム木曾寮の移転改築においては安心・安全でかつ利便性も確保できる建設場所を選定し、新施設は入所者にやさしい環境とともに入所者ニーズに対応しプライバシーに配慮した生活支援および養護環境を整えます。

また、施設運営においても機能性・効率性を重視した業務が行える環境を整備します。

入所者にとって施設は生活する場、いわゆる「家」としての位置づけと共に「木曾らしさ」が実感できる様に工夫をします。

(3) 新施設稼働時期

新施設は、令和6年4月1日からの稼働を目途とします。

(6) 施設管理機能

紙ベースで管理されている入所者支援情報のデータ化などを行い、支援業務の合理化及び高度化を図り、施設の設備は省エネ・省資源を考慮します。

(7) 衛生管理機能

木曾寮の入所者は65歳以上の高齢者であることから、新型コロナウイルス、インフルエンザ等の感染症が発生した場合に集団感染となる危険性が高いため、発症した場合に一定区画に隔離、感染拡大の防止を図ります。

感染症対策として「新たな生活様式」を考慮した環境、設備を提供します。

(8) 共生サービス機能

障がい者施設と隣接するため、両施設による共生サービスを実施します。

4. 新施設の災害対策

(1) 災害対応性能の確保

65歳以上の高齢者が利用する施設であるため、一般住宅とは違い大地震や土砂災害等に直面した場合に身を守ることが迅速に行えないことが考えられます。

については、大地震が発生した場合に建物の揺れを軽減し地震発生後も建物が倒壊することのない安全な構造の採用など、設計段階において最適な構造形式を選定します。

また、土砂災害・水害等についても、令和元年度発生した台風19号災害の例に見るように水平・垂直等の避難方法がとれる構造をもった施設とします。

災害時避難対策を確立するため、避難確保計画を策定し、万全の避難体制を目指します。

(2) 施設敷地における災害対策

新施設の建設予定地は土砂災害警戒区域であることから、右岸道路上部からの土砂流入及び木曾川からの浸水を想定した場合に備え用地のかさ上げを検討します。

5. 新施設の基本指標・規模

(1) 定員

新施設における定員については、木曾郡の高齢化人口推計と入所者推計から次の定員数とします。

- ・長期入所定員：55床（現定員数70床 15床の減）
- ・短期入所定員：5床（現定員数2床 3床の増）

上記定員とした根拠

木曾寮入所定員予測(人口推計からの予測推計)

木曾郡の高齢者(65歳以上)人口推計と養護老人ホーム待機者数の将来予測による推計を行いました。

平成30年までの木曾の高齢者人口を元に県推計人口を使って推測した高齢者推計人口(人)

年	←実績→							予測→					
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
人口	11,035	11,150	11,275	11,424	11,429	11,369	11,050	11,001	10,951	10,816	10,681	10,546	10,411

※)本推計は平成29年度、新たに国から示された推計を基にした第7期介護保険計画のための推計

- この推計値及び平成24～30の実績から高齢者人口に占める対象者、

$(\text{入所者} + \text{待機者}) \div \text{高齢者人口}$ の増減を元に令和元年度以降を試算すると以下の表となります。

入所者・待機者の推移と予測

4月1日現在、単位：人

	←実績→							予測→					
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
入所者	76	75	75	71	76	75	66	70	69	65	60	56	53
待機者	37	33	28	27	23	19	17	9	5	5	5	5	5
対象者計	113	108	103	98	99	94	78	79	74	70	65	61	58

→令和2年度以降は従来の状況から入所しない待機者も含め5名と想定してあります。

これにより、新施設の入所定員は55名程度と予測されます。

短期入所の定員について

現在、短期入所の定員は2人であり、年間の利用率は以下の状況にある。(%)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
利用率	56.0	59.3	75.8	34.9	60.5	73.0	65.0	60.1	68.7	67.8	75.2	42.9

過去平均では概ね年間の6割程度の期間が満床状態となっている。

短期入所の必要定員は数値の算定から試算することはできないため、現在の状況から定員数を検討します。

現在の状況

- ① 短期入所の求めは時期的に重なることが多く、定員2名が満床の時に追加で要望されることは珍しくありません。
これまでに、同時期に短期入所の要望は最大で4件あり、緊急措置であったため長期入所者用の個室2室を利用し対応しました。
養護老人ホームは空床とまらない運用が必要であり同様の対応はできないため、4+1名程度の対応ができる用意をすべきです。
- ② 生活支援としての短期入所は木曾におけるセーフティネットの要となる部分であり、在宅支援施策の推進から特に生活支援面での短期利用は増加すると想定されます。

短期入所については5名を確保すべきと考えます。

(2) 居室数

居室数に関しては、定員が長期55名・短期5名の計60名を対象とします。
入所者には夫婦・親子・兄弟（姉妹）等が例年1～2組利用があることを考慮した結果、居室配分は以下のとおりとします。

- ① 個室・・・・・・・・・・56室
 - ② 夫婦室（2人部屋）・・・・2室
- 尚、個室の一部は内側ドア等で往来可能な機能も検討します。

過去10年間の夫婦または親子での利用実績 (単位：組)

年度	夫婦	親子	計
平成22年度	1	0	1
平成23年度	1	0	1
平成24年度	2	0	2
平成25年度	2	0	2
平成26年度	3	0	3
平成27年度	1	0	1
平成28年度	2	0	2
平成29年度	1	0	1
平成30年度	1	1	2
令和元年度	2	1	3
平均	1.6	0.2	1.8

(3) 付帯施設

付帯施設の特記事項は次のとおりです。

①調理室（厨房）

新施設における調理室（厨房）は当施設への食の提供以外に他施設（上松荘等）への提供することを計画します。

よって、当施設60食以外に他施設分を加え最大160食を一括調理できる機能を有することとする。

併せて、提供する食事の搬出ルートや調理する食材の搬入ルートについても工夫します。

	木曾寮	他施設	計	備 考
朝 食	60	45	105	提供食数が木曾寮180食 他施設190食の計370食 であることから、設備増加が 発生するが、費用は折半とします
昼 食	60	100	160	
夕 食	60	45	105	
計	180	190	370	

②防災・減災施設

新施設の建設場所は土砂災害警戒区域に属し、浸水区域ではないが木曾川に面していることから、一定の防災・減災的機能を持たせます。

避難警戒レベル3以上が発令された場合に、迅速に避難ができる様に避難計画を別途定めます。

③施設進入及び駐車場

木曾寮は職員以外に利用者家族等外部からの訪問者が多く訪れる施設であるため駐車スペースは次のとおり確保します。

1台分のスペースは3m×5.5m=16.5㎡とします。

分 類	内 訳	必要面積
施設車両	普通車3台 マイクロバス1台（普通車の倍） 計5台	82.5㎡
職員駐車場	支援員：普通車 6台 訪問介護：11台 生活相談・看護師他：10台 計27台	445.5㎡
来所者用	普通車10台	165.0㎡
計	約700㎡ ←	693.0㎡

施設への進入路については、大型バスの侵入が可能であると、及び施設玄関での雨天時でも乗車・降車が可能であることとします。

雨天時の乗車・降車は、入所者がディサービス利用時の送迎対応は頻繁であるため、玄関先で安全に乗車・降車を行うことが求められます。

④緑化スペース

木曾寮利用者が屋外活動（運動・散歩）ができる緑化したスペースや、園芸等が楽しめる植栽を配置し緑に囲まれた空間を提供します。

(4) 施設概算面積

施設建築面積は約3,000㎡とするが、居室等準拠すべき事項等は以下のとおりとする。

敷地面積については、建設予定地は都市計画外のため規制区域ではないため特段の規定はないが、建築基準法で定められている「用途地域の指定のない区域」の最低容積率は50%であることから、敷地面積は6,000㎡となります。

よって、今回敷地面積は約6,000㎡程度を確保することとします。

・養護老人ホームに設置すべき室名一覧（厚生省令より）

種別	必要数及び基準	準拠すべき法令等
居室	必要数：個室56室・夫婦室2室 基準：入所者1人当たりの床面積は10.65㎡以上	・養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（厚生省令第19号） ・長野県 養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（規則第26号）
廊下	基準：幅1.35m以上 （中廊下は1.8m以上） 参考[特養]（幅1.8m以上） （中廊下は2.7m以上） 注：中廊下とは廊下の両側に部屋の出入り口がある廊下	同上 参考：特別養護老人ホームの設置及び運営に関する基準（厚生省令第46号）
食堂	必要数：定員60床分 基準：3㎡以上/人	参考：特別養護老人ホームの設置及び運営に関する基準（厚生省令第46号）
霊安室 （仏間）	必要数：1室 （利用者による見送り会が行えるスペースを確保）	現行木曾寮の仏間面積 （内寸）5.5m×9.0m=49.5㎡
集会室	必要数：1室 （地域交流室・緊急時、入所者の一時避難場所を兼ねます）	現行木曾寮の集会室面積 （内寸）14.5m×7.7m=111.65㎡
調理室	必要数：1室（約200㎡） （調理員休憩室及び栄養士事務室含む）	木曾寮及び上松荘他分 最大160食調理可能 調理方法はニュークックチル方式 （チルド保存直前配膳方式）

種別	必要数及び基準	準拠すべき法令等
その他 (厚生省令 記載設備)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 静養室 ・ 浴室及び特浴室 ・ 洗面所 ・ 便所 (利用者・職員用別) ・ 医務室 ・ 宿直室 ・ 職員室(支援員・訪問介護員) ・ 面談室 ・ 洗濯室又は洗濯場 ・ 汚物処理室 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (厚生省令第 19 号) ・ 長野県 養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則 (規則第 26 号)
運営上必要な設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小会議室 ・ 情報管理室 (サーバー室) ・ 職員更衣室 ・ 倉庫 ・ 機械設備室 ・ 玄関 (正面・職員用) 	5～6 人での会議を想定 サーバー機器・通信機器等 男女別 (男 15 女 30 を想定) 備品・排泄用品・事務用品等 熱源室・スプリンクラー等 下駄箱等

上記の「運営上必要な設備」は現段階で必要と思われるもので、今後詳細設計等の段階までには職員からの要望等により変更される場合があります。

(5) 動力・熱源等

新施設における、動力・熱源については、自然エネルギーを取り入れ省資源・省エネルギー等に配慮したシステム採用します。

①自然エネルギーの選定については、木曾地域の特性を生かしたものとします。

②施設の要となる熱源については、バックアップ機能を有し、かつ省資源・省エネルギー・低コストなものとしします。

③建物の断熱機能や採光・吸気／排気等について効率的な空調システムを取り入れます。

6. 新施設の建設方針・建設計画

(1) 建設方針

養護老人ホーム木曾寮は木曾地域における唯一の養護老人ホームであり、当施設の使命としては、高齢者がさまざまな理由で困窮し、在宅で生活ができない状態になった場合に、木曾地域においてセーフティーネットとしての生活環境を提供します。

基本方針で定義した木曾地域の住民が利用する施設であることから、「家」としての位置づけと併に内装等に地域材を多用した木質化等による「木曾らしさ」が実感できる様に工夫をします。

併せて、省資源・省エネルギーを意識した自然エネルギーの活用を図ります。

また、建設後の維持管理費などライフサイクルコスト(注)を意識した機能・デザインを採用します。

(2) 事業手法の検討・選定

広域連合における公共施設の整備は、起債や国・県からの補助金等財源の他構成町村からの分担金・負担金にて財源確保を実施することになるが、設計・施工方法について近年さまざまな手法がとられます。

その手法について比較検討を行い、従来方式を選定します。

・事業手法の種類と特性比較

選定方式	従来方式 (設計・施工分離発注方式)	P F I方式 (設計・施工・維持管理一括発注方式)	D B方式 デザインビルド (設計・施工一括発注方式)
概要	広域連合が構成町村の協力により資金調達を行い、設計・施工・維持管理の各業務を個別に分離して発注する従来型の事業方式	設計・施工・維持管理を一括して発注する方式。P F I事業者が資金調達を行い、広域連合では事業期間にわたり割賦方式で資金返済する。	基本設計業務を行ったうえで、実施設計と施工業務を一括発注する方式。資金調達は広域連合が行う。
メリット	建物の詳細検討段階に発注者が関与でき、利用者や施設管理者の意見を反映した柔軟な設計がしやすい。	早期に建設及び維持管理コストを把握することが可能。施工者のノウハウを活かした設計が可能。	早期に建設コストを把握することが可能。施行者のノウハウを活用した設計が可能。
デメリット	施工者のノウハウを活かすにくい。	施設内に民間収益施設がなく民間ノウハウの活用範囲が限定的。	施行者側に偏った設計になりやすく発注者側の意向を反映した柔軟な設計が難しい。
評価	◎	△	○

注) ライフサイクルコスト：建物の建設費用だけでなく、企画・設計・運用・維持管理・修繕などに至るまでに必要なトータルコスト

(3) 設計手法

基本設計は、基本構想や基本計画に示した与件を、具体的な形として表現し、新施設の完成型を決める重要な作業です。

設計者の選定にあたっては、基本計画で示す諸条件を的確に把握し、コスト縮減に配慮しながら、施設管理者や利用者の意見・要望に柔軟に対応することができる設計者を選定する必要があります。

前途の設計・施工分離発注方式（従来方式）を基本とする場合、設計者選定手法については、主に以下の様な手法があります。

・設計手法の種類と特性比較

選定方式	競争入札方式	プロポーザル方式	コンペ方式
概要	技術的な工夫の余地が少なく事前に仕様を確定させ、入札により一番安価な設計者を選定する手法	技術提案を審査し、評価の最も高い設計者を選定する手法	具体的な設計案を審査し評価の最も高い設計者を選定する手法
審査項目	設計料（価格）	設計案（デザイン）	設計者（技術・能力）
メリット	・金額に対する評価であるため、判定基準が明確	・設計者の技術力等を活用することができる。 ・施設管理者や利用者の意見などを反映しやすい	・設計案を評価する手法であるため、判定基準が明確 ・設計者の技術力等を活用することができる。
デメリット	・設計者の技術力等を評価するものではない。 ・仕様内容を確定させているため、施設管理者・利用者の意見を反映した設計変更が困難。	・設計者の技術提案を評価する手法であり、判定基準を明確にする必要がある。	・設計案を評価対象としているため、契約後の設計変更が困難
評価	△	◎	○

(4) 設計者選定手法の選定

設計者選定の手法については、以下の理由から「プロポーザル方式」を選択します。

①プロポーザル方式は、技術提案に対する判定基準の設定が難しい一方、設計者の技術力を活用でき、かつ施設管理者や利用者の意見を反映させた設計が可能であること。

②競争入札方式やコンペ方式は、判定基準が明確である一方、金額や設計案によって設計者が決定されるため、契約後に施設管理者や利用者の意見などを反映させることが困難であること。

(5) 概算事業費と財源計画

① 概算事業費算定

新施設の建設費用について、試算を実施し、現時点での費用試算は下記の通りとなりました。

A) 用地造成費

(単位：千円・税込)

事業費の項目	想定事業費
用地造成費	65,000

B) 本体工事費

(単位：千円・税込)

事業費の項目	想定事業費
新設本体工事費	1,100,000
設計・監理費・各種調査・申請等	99,000
計	1,199,000

- ・上記金額には用地費・補償費・移転費用・業務支援料等は含まれていません。
- ・自然エネルギー利用に関する費用についても未計上です。

C) 備品購入費

(単位：千円・税込)

事業費の項目	想定事業費
備品購入費等	66,000

D) 解体工事費

(単位：千円・税込)

事業費の項目	想定事業費
解体工事	77,000

E) 概算事業費合計

(単位：千円・税込)

事業費の項目	想定事業費
A+B+C+D	1,407,000

②財源計画

(単位：千円)

財源の区分	概算金額
老人福祉施設等整備補助金 (改築) @4,398×55床 (短期) @1,935×55床	251,565
町村負担金(過疎債)造成費	65,000
町村負担金(過疎債)本体建設	940,435
木曾寮建設基金(150,000造成)	150,000
計	1,407,000

・工法や設備によっては老人福祉施設等整備補助金その他、活用可能な補助金・助成金については利用検討します。

(6) 建設スケジュール

新施設完成までの概略スケジュールは下記のとおり、想定しました。

2018年度 (H30)	2019年度 (R01)	2020年度 (R02)	2021年度 (R03)	2022年度 (R04)	2023年度 (R05)	2024年度 (R06)
基本構想	基本計画					
	プロポーザル準備	設計～施工管理に関する支援業務				
			基本・詳細設計 99,000千円			
	用地取得 (上松町)		造成工事 65,000千円	入札	建設等工事 1,100,000千円	
					備品・引越 66,000千円	
						▼新施設稼働 解体工事 77,000千円

(7) その他

現在、国土交通省が進めている「防災・安全交付金 総合流域防災事業」において想定最大規模による浸水想定区域図の作成を長野県が木曾川エリアについて令和元年度に実施予定となっています。

この結果によっては本計画の事項及び災害対策等について見直しを行うことが必要となる場合があります。